

注意事項

- 1 この書類は相模原市長あてに、事業所または施設を管轄する区の福祉事務所に提出してください。
- 2 指定介護機関指定申請書は、介護保険法による指定通知書(写し)を添付して提出してください。
- 3 名称・所在地変更届出書は介護機関の名称、所在地、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名または名称、管理者の氏名、生年月日及び住所に変更があった際、所要事項を記載して届出の事由が生じたときから10日以内に提出してください。
- 4 廃止・休止・再開届出書は
 - ・介護機関の事業サービスを廃止するとき(法人化、移転等のため廃止する場合も含む)
 - ・介護機関又は事業サービスの一部を休止するとき
 - ・介護機関又は事業サービスの一部を再開するときのいずれかの事由が生じたときから10日以内に所要事項を記載して提出してください。

*「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく指定介護機関の指定について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下、支援法とする)第14条第4項に基づき、介護支援給付の取扱いについては、生活保護法における介護扶助の例によることとなります。

つきましては、生活保護法における指定介護機関の指定等の手続きと併せ、支援法における指定等の手続きを行います。

記載要領

- 1 介護保険法による開設許可又は指定を受けた事業所(介護保険事業所番号)ごとに記載してください。
- 2 「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可または指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者氏名」は介護保険法の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
- 4 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設または老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 5 「介護保険事業所番号」は、介護保険法により付番された番号を記載してください。
- 6 「届出事業」欄は今回届け出る事業について、該当する欄にすべて「」を記載してください。
- 7 「生活保護法既指定の年月日」欄は、すでに本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。
- 8 「介護保険法の変更年月日」欄は、該当する欄に介護保険法に届け出た変更年月日を記載してください。
- 9 申請者が法人の場合には法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。